

## 資料編



# 資料編

本編の作成にあたり、検討のもととなった旧計画の評価、みどりの現状と課題等を資料編で整理します。

## 1. 旧計画の評価

### 1) 旧計画目標の達成状況

目標年次を平成30年に設定した平成11年策定の旧計画において掲げた緑被率、区民一人当たり公園緑地の面積、緑地率、接道部緑化率の達成状況と課題は、以下のとおりです。

#### (1) 緑被率(目標は25% 平成11年の策定時は20%)

公園整備、公・民有地の接道部緑化や屋上・壁面緑化を進め、平成14年のみどりの実態調査では、20.9%となり策定当初の目標を達成しました。

このため、平成17年の改定時には緑被率の目標を25%に設定しました。

##### 課題

屋敷林等のみどりを減らさないため、既存の樹木・樹林や農地等の保全策の強化が必要です。

行政主体で進められる公共施設の緑化をより充実させ、民有地緑化のモデルとなるようにすることが必要です。

みどりの条例に基づく緑化指導に加え、都市緑地法の制度による緑量の増加を図るなど、新たな方策の導入が必要です。

#### (2) 区民一人当たり公園緑地の面積(目標は5㎡/人)

平成11年以降、柏の宮公園(4.3ha)等の整備を進め、公園面積を増やしましたが(平成21年4月1日現在306箇所・99.6ha)、人口も増加しているため、平成21年4月1日実績では、1.85㎡/人ととどまっています。

##### 課題

公園の整備は着実に進んでいますが、人口も増加しているため、区民一人当たりの公園面積は1.85㎡にとどまっています。このため5㎡/人の目標は掲げつつも、人口の変化に左右されない公園緑地の確保目標が必要です。

公園緑地面積はまだまだ不足しており、今後計画されている公園用地の整備を着実に進めていく必要があります。

#### (3) 緑地率(目標は15%)

平成19年度みどりの実態調査では、緑地率は9.7%(ア:3.17%、イ:4.26%、ウ:2.27%)であり、目標を達成していません。

緑地率は、区全体の面積に対するア:都市施設とする緑地、イ:制度安定した緑地、ウ:社会通念上安定した緑地の3つの面積の和の割合

##### 課題

緑地率は、緑地を性質別に区分し、安定した緑地の数値を積み上げたものであるため、緑化による安定した緑地の量の拡大が難しいのが現状です。このため本計画の目標とするか否かの再検討が必要です。

## (4) 接道部緑化率 (目標は20%)

平成19年度みどりの実態調査では、接道部緑化率は23.0% (約447km) であり目標を達成しました。

### 課題

接道部緑化は、緑化の実効性の高い施策として今後も推進し、緑化余力のある接道部 599,068.2m (全延長の30.9%) において、緑化を推進していくための具体化方策を提示していく必要があります。

## 2) 施策の進捗状況

旧計画における5つの基本方針に基づく39施策 (みどり39プラン) のうち、主な施策の10年間 (平成11年から平成20年度末まで) の実績と課題は、次のとおりです。



参考：旧計画の施策の体系 (みどり39プラン)

## (1) 基本方針1：身近なみどりを守ろう

旧計画では、武蔵野の風土を継承する屋敷林、社寺林、農地等の今あるみどりを守っていくとともに、開発時のみどりの減少を防ぐため、緑化指導や開発許可制度の運用等を行い、みどりに関わる規制・誘導を進めました。

### 実績

#### 1：樹木・樹林地の保全

ア．条例に基づき指定した保護樹木は 1,817 本 1,812 本と微減、保護樹林は 66.6ha 49.8ha と減少、保護生けがきは 5,495 m 6,399m と増加しました。

イ．保護樹木のうち貴重木の選定を平成 12 年度より実施し、20 本 50 本 45 本と推移しています。

ウ．寄付樹木の申込のうち約半数を受領しています。(平成 20 年度の実績は 80 本)

#### 2：農地の保全

エ．生産緑地の指定件数・面積は、166 件・43.97ha (H11 年) 149 件・38.86ha (H20 年) と減少しています。生産緑地を含む農地面積は 68.0ha 51.0ha と減少しています。

オ．区民の農とのふれあいを進める区民農園は、13 農園・3.4ha(H11) 13 農園・2.6ha(H20) と農園数は横ばいですが、面積は減少しています。体験型農園が 1 農園・0.4ha(H16～)開園しました。

#### 3：開発等の規制と誘導

カ．本区は開発時の緑化指導の敷地規模の対象を 300 m<sup>2</sup>(～H11)、200 m<sup>2</sup>(H12～)と引き下げ、それに伴い、緑化計画書の受理件数は約 300 件 約 600 件と倍増しました。また、平成 18 年 8 月より 200 m<sup>2</sup>未満の開発に関しても緑化計画概要書の届出制を運用しており、平成 20 年度の届出件数は約 1,000 件に達しています。

### 課題

現行の保護樹木・樹林の指定制度だけでは、保全策としての実効性が弱いのが現状です。

日常的な維持管理や費用・近隣住民からの要望等、所有者をケアする対策が必要です。

現行の市民緑地は面積規定があり、300 m<sup>2</sup>未満の公開型のみどりの確保が課題です。

寄付樹木は、受け入れ先である公共施設の敷地、一時預かり場所に限界があり、申込の約半数しか受領できておらず、区民同士で樹木を譲渡しあえる新たな方策が必要です。

相続に伴う農地の宅地化、税負担や後継者不足により、相続発生時には農地売却の傾向があり、農地は減少しています。都市農地保全のための農地関係法、都市計画関係法、関係税法などの制度改正を国に働きかけていく必要があります。

みどりの量を増やしていくためには、緑化指導とあわせて、都市計画制度等を活用しながら緑量の増加を図る必要があります。

## (2) 基本方針2：新しいみどりを創ろう

旧計画では、緑被率25%の目標の達成に向け、公園整備を進めるとともに小中学校等の緑化推進、接道部・屋上・壁面緑化等、区民のニーズに応えた多様なみどりの創出に努めました。

### 実績

#### 4：公園等の整備

ア. 1.0ha以上の大きな地域公園は、新たに柏の宮公園(4.3ha)を整備し、6箇所(15.5ha)7箇所(19.8ha)と増加しました。

イ. 区民に身近な公園は、283箇所(32.1ha)296箇所(33.5ha)と増加しました。

ウ. 個性的な公園の整備は、平成13年度から実施し、平成20年3月現在、花の名所を7箇所、自然との花しあいコースを4コース、木になる巡りあいコースを8コース整備しました。

エ. 公園のリフレッシュは、平成13年度から毎年2箇所程度着手し16公園を改修しました。

オ. 都立公園も2箇所で拡張整備が行われました。

#### 5：まちなみの緑視景観の向上

カ. 接道部緑化延長、屋上緑化・壁面緑化の面積は、いずれも増加しました。

〔\* 接道部緑化：375,812m(H14) 447,112m(H20)と増加しました。

\* 屋上緑化：662箇所・13,305㎡(H14) 882箇所・35,015㎡(H20)と増加しました。

\* 壁面緑化：146箇所・8,157㎡(H14) 272箇所・8,200㎡(H20)と増加しました。〕

キ. 接道部緑化の助成制度は、平成12年度より実施し、ここ9年の平均助成件数は、生けがき23.3件(288.5m)、植樹帯12.2件(91.7㎡)、フェンス緑化0.8件(8.3m)、既存塀の撤去6.6件(65.2m)の実績がありました。

ク. 民有地の屋上・壁面緑化の助成制度は、平成14年度より実施し、ここ7年の平均屋上緑化助成は約10件(375.0㎡)、壁面緑化助成は0.9件(47.3㎡)の実績がありました。

### 課題

新たな公園の整備は進んでいますが、区民一人当たりの公園面積5.0㎡/人を充足する整備には至っておりません。

公園改修は立ち遅れており、既設公園の老朽化が進んでいます。公園を区民の環境資産として最大限に活かすため、リフレッシュ化により質を高めていく必要があります。

接道部の緑化を進め、みどりのつながりを意識した質の高い緑視景観を創出していく必要があります。

杉並らしい景観(特に農地と屋敷林の景観、社寺のみどり、河川沿いのみどり等が特徴的)を評価し、保全・推進する施策が必要です。

### (3) 基本方針3：みどりの質を高めよう

旧計画では、様々な生きものが生息できるよう環境を整え、また区民が身近な自然と接し、みどりに関する意識を高められるよう多様な施策を進め、みどりの質の充実を図りました。

#### 実績

##### 6：みどりと親しむ施設の整備

ア．学校等のエコアップは、平成 13 年度より環境に配慮したエコスクール化を進め、接道部緑化、ピオトープ整備、校庭緑化、校舎屋上緑化、校舎壁面緑化を実施しました。

＊接道部緑化：2校(190m) 17校(1,170m)と増加しました。

＊校庭緑地化：2校(3,639㎡) 14校(21,317㎡)と増加しました。

＊校舎屋上緑化：0校 29校(13,066㎡)と増加しました。

＊校舎壁面緑化：0校 17校(3,336㎡)と増加しました。

＊ピオトープ整備：3校 20校と増加しました。

イ．生きものの生息場所の保全と創出は、平成 14 年度より、小学校・区立公園・区民センター等で毎年2箇所ずつ実施しました。

##### 7：みどりについての意識の向上

ウ．みどりの講座は、平成 12 年度より実施し、開催回数は年5回程度、延べ参加人数は200名程度になっています。

##### 8：みどりと水のリサイクルの推進

エ．剪定枝・落ち葉等のリサイクルの推進として、公園剪定枝葉の再資源化を義務づけました。また、公園樹木の枝葉のチップ化を進め、落ち葉のリサイクルの啓発に関するイベントを年1回開催しました。

オ．平成 13 年度より落ち葉溜め設置工事を小中学校や公園等で実施し、毎年3箇所程度、計28箇所設置しました。

#### 課題

公共施設は、その多くが老朽化や建替えの時期を迎えるようになり、また少子化に伴い、小中学校などの跡地利用の検討が必要となるため、その際の緑化方策を検討していく必要があります。

生きものの生息場所となっている重要な自然環境を保全していくとともに、維持管理を継続できる仕組みづくりを検討していく必要があります。

既設の「みどりの相談所」は、区民のみどりへの意識や関心を高めるための工夫が不十分であり、機能の見直しが必要です。

区民のみどりの保全や緑化推進への関心を高めるため、保全・緑化活動に貢献している区民を紹介していくとともに、あわせて活動者の意欲・誇りを高められる制度を新たに創設していく必要があります。

樹木のチップ化・落ち葉の腐葉土化の需要と供給のバランスがとれておらず、リサイクルの仕組みを確立する必要があります。

#### (4) 基本方針4：みどりでまちをつなげよう

旧計画では、みどりの豊かさを実感できるよう、公園、緑地、小中学校、河川・道路沿いなどの緑化を行い、みどりと水のネットワークづくりを進めました。

##### 実績

##### 9：みどりのベルトづくりの推進

- ア．平成 17 年策定の「みどりのベルトづくり計画」に基づく事業を推進しました。
- イ．区の様々なみどりをつなげる「みどりと水のネットワークづくり」は、みどりのベルトづくり計画において、モデル地区指定に向けた区民との検討会を実施しました。
- ウ．河川の緑化推進は、平成 17～19 年度までに護岸緑化 1163.2m・河床緑化 39.2m を実施しました。
- エ．道路の緑化推進は、道路整備にあわせて実施し、街路樹は 1,418 本 1,691 本、歩道緑地帯は 7,430m 7,809m と増加しました。

##### 課題

個々の緑化事業は進んでいるが、ネットワークの視点がまだまだ不十分であり、みどりのベルトづくりの実効性を高めていく必要があります。

みどりのベルトづくり計画のPR不足、区民・事業者への緑化手法の紹介不足等により、区民・事業者・区の三者が共有のゴールイメージをもって進んでいないのが現状です。このため、ゴールイメージの共有化や役割の明確化を図る必要があります。

地域立候補型のモデル地区を設定し、区民と協働で緑化を進めていく方策を検討する必要があります。



写真：身近なみどりのベルトづくりを目的としたワークショップ

## (5) 基本方針5：みんなでみどりを育てよう

旧計画では、うるおいのある美しいまちをつくるために、これまでの区民参加によるまちづくりの経験を活かし区民主体の活動を進めました。また、区は、区民の主体的な活動をより一層支援するなどの展開を図りました。

### 実績

#### 10：区民とのパートナーシップ

ア．区民のみどりのボランティア活動として、以下の制度を実施しました。

- \* みどりのボランティア杉並：平成 13 年度発足し、登録数は 82 名 168 名 34 名と推移しています。(平成 20 年度：登録者の多くが認定ボランティア団体へ移行)
- \* 認定ボランティア団体：平成 20 年度発足、要綱に基づく団体であり、現在 7 団体の登録があります。
- \* 花咲かせ隊：平成 12 年度発足し、20 団体 109 団体に増加しました。
- \* すぎなみ公園育て組：平成 16 年度発足し、現在 35 団体(567 人)の登録があります。

イ．みどりの協定の締結の促進として、以下の 3 つの種類を実施しました。

- \* 所有者間でみどりの保全や緑化について締結する「緑地協定」の件数は、0 件 1 件と増加しました。
- \* 一定規模以上の敷地を有する事業者や管理者と区が締結する「みどりの育成協定」の件数は、13 件 1 件に減少しました。
- \* 景観上一体性をもつ生垣の保全・育成に関する協定を所有者間で締結する「生けがき協定」は、0 件 24 件と増加、平成 18 年度からは「保護生けがき」へ移行・統合しました。

ウ．地区の指定として、みどりのベルトづくり計画におけるモデル地区指定を目指しました。(平成 21 年 4 月 1 日現在：高円寺南 2・4 丁目・3 丁目一部、高円寺北 2 丁目の一部を指定。)

エ．みどりの基金の積み立て・運用を、平成 14 年度から開始し、平成 20 年度末現在、約 4,700 万円を積み立てました。

また、みどりの基金から緑化活動の支援として、緑化活動助成や人材育成、屋上・壁面緑化助成を実施しました。

### 課題

区と区民のパートナーシップによる活動を進めるにあたり、それぞれの役割について、明確でわかりやすい体制としていく必要があります。

みどりの保全・緑化推進に関わるボランティア活動を行っている区民に対して、活動の輪が広がるよう、これまで以上に支援する必要があります。

既存樹木の落ち葉問題や接道部緑化の推進等、近隣住民間で共通の理解・目的のもと、緑の保全・創出を行うことができるみどりの協定制度をより一層充実させていく必要があります。

現在、個人等による寄付金を財源としたみどりの基金は、主に屋上・壁面緑化の助成に充てられています。地域の貴重な環境資産である屋敷林や農地等の保全に財源の一部を充てる等、基金の用途を明確にする等の見直しとともに、財源を増やすための新たな方策が必要です。

## 2. 杉並区の現況とみどりの現状

### 1) 杉並区の現況

#### (1) 位置

杉並区は東京 23 区の西端に位置し、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。区の形状は概ね方形であり、面積は 34.02km<sup>2</sup>で 23 区中 8 番目の大きさです。



図 1：杉並区の位置図  
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

#### (2) 地形及び水系

本区は武蔵野台地のほぼ中央に位置し、地形は全般的にみて平坦で、東部がやや低く、西部に向かって次第に高くなっています。中央部を善福寺川が、南部を神田川が、北部を妙正寺川が、それぞれ西から東へと流れ、この流域沿いは周囲よりやや低くなっています。

また、区内を流れる善福寺川、神田川、妙正寺川は、かつて農業用水や飲料水にも利用された荒川水系の一級河川です。神田川は東京で最古の上下水道であり、三河川とも湧水池を水源としていました。

区の南西部には、玉川上水の開渠部分がわずかにあり、良好なみどりが多く残されています。神田川をはじめとした河川は生きものの生息環境として好ましいとは言えず、また、区民が水辺に近づくことも難しい状態です。

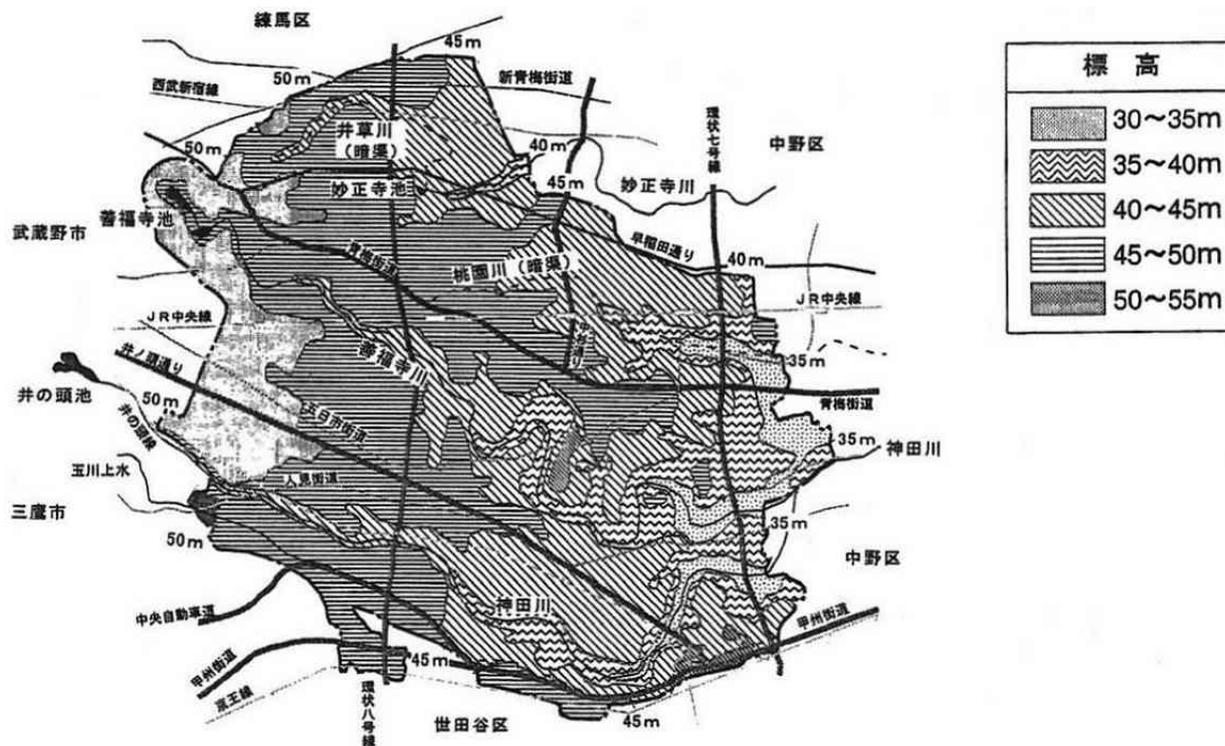


図 2：杉並区の地形概要図  
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/平成 20 年/杉並区

### (3) 人口

本区の人口は、平成 21 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳では、527,942 人であり、人口密度は 155 人/ha、世帯数は 292,785 世帯です。人口の推移では、図 3 に示すとおり平成 9 年まではやや減少傾向にありましたが、それ以降は増加に転じています。

また、JR 中央線周辺や環状七号線沿いで人口密度が高く、それに対し、善福寺・大宮・成田西地域等では人口密度が低くなっています。

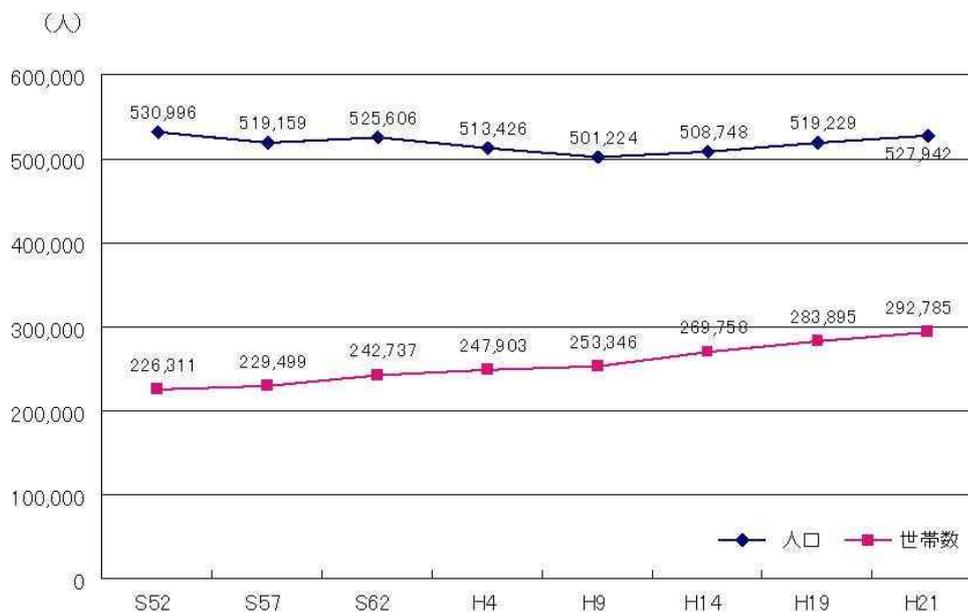


図 3：人口の推移（住民基本台帳をもとに作成）

## (4) 土地利用

本区の土地利用をみると、宅地として利用されているものが全体の60%以上を占め、残りは道路等の非宅地です。

用途地域をみると、第一種低層住居専用地域の占める割合が64.1%と最も高くなっています。住居専用地域を合わせると本区全体の約85.8%になります。青梅街道沿いやJR中央線の駅周辺には商業地域、その他幹線道路沿いの多くは近隣商業地域や準住居地域となっています。

表1：用途地域の内訳

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	2,182.0	64.1
第二種低層住居専用地域	14.9	0.4
第一種中高層住居専用地域	414.9	12.2
第二種中高層住居専用地域	95.9	2.8
第一種住居地域	78.1	2.3
第二種住居地域	61.6	1.8
準住居地域	70.9	2.1
住居系	2,918.5	85.8
近隣商業地域	297.3	8.7
商業地域	133.3	3.9
商業系	430.6	12.7
準工業地域	52.9	1.6
工業系	52.9	1.6
合計	3402.0	100



図4：用途地域図(平成19年3月現在)

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

## (5) 自然環境

### 大気

大気汚染の主な発生源は自動車であり、窒素酸化物と浮遊粒子状物質が問題となっています。近年は、ディーゼル車等の排気ガス規制が、逐次強化され徐々にその効果が現れています。本区では、幹線道路等に測定器を設置し、常時測定を行っており、平成18年度には、窒素酸化物が環境基準を達成しています。

光化学スモッグについて、本区は日本で最初に発生したところであり、平成18年の光化学スモッグ注意報の発令回数は12回でした。東京都全体では、発令回数は17回であり、過去10年間の平均回数14.6回よりも、2.4回多い状況でした。また、酸性雨<sup>40</sup>は、杉枯れの現象等の原因となる新しい環境問題としてクローズアップされています。汚染のない大気の雨水は、大気中の二酸化炭素の吸収によりpH 5.5前後といわれています。平成18年度の調査の結果、本区の雨水のpHの平均値は4.5で、最低値は3.2でした。

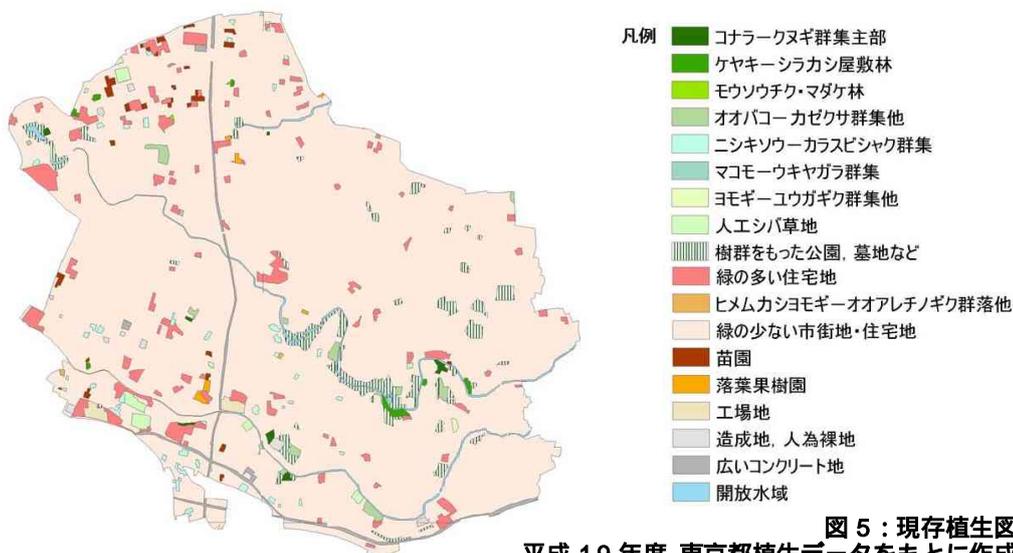
### 水質

区内には、善福寺川、神田川、妙正寺川の三河川がありますが、いずれの河川も、上下水道の普及とともに生活雑排水の流入がなくなり改善されました。

水質汚濁の目安となるBOD（生物化学的酸素要求量）やDO（溶存酸素量）等を見ると三河川とも良好な状態です。しかしながら、下水道が合流式なため、豪雨等により下水道のオーバーフローを招き、一時的に水質が悪化する等の問題があります。

### 植生

区内に現存する代表的な植生としては、自然草地では、善福寺池及び和田堀公園内の池に見られる水生植物群落であるマコモ-ウキヤガラ群集等が、また、自然林に相当するものでは、善福寺公園や善福寺川緑地内の一部の樹林、大宮八幡宮等の社寺林、区内北部等に点在するケヤキ-シラカシ屋敷林がみられます。



<sup>40</sup> 酸性雨・・・大気汚染物質の硫黄酸化物や窒素酸化物等が太陽光や酸素、水分等と化学反応を起こして硫酸や硝酸等に変化し、雨水に取り込まれて生じる酸性の強い雨

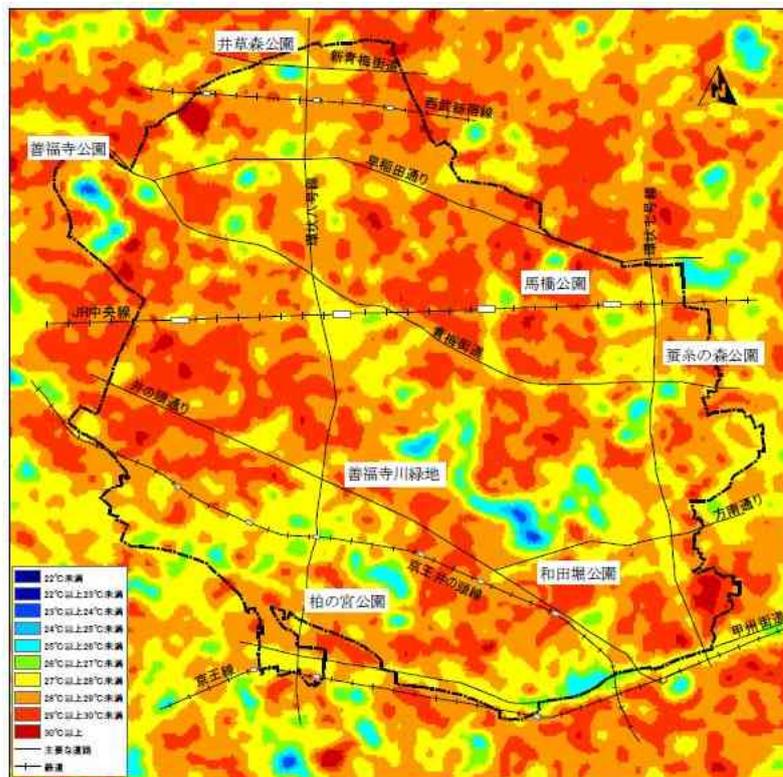
## 動植物

区内に普通に見られる主な植物は、木本ではシラカシ、エノキ、ケヤキ、草本ではイヌタデ、オニタビラコ、ツユクサ等です。また、カタクリ、エビネ、ニリンソウ、イヌショウマ等の本区では珍しい種類の野草も存在します。鳥類では、ヒヨドリ、ムクドリ、キジバト、シジュウカラ等がよく見られ、樹林ではコゲラ、環境条件の良い池等ではバン、カイツブリ、カワセミの生息が確認されています。昆虫類では、イチモンジセセリやアオスジアゲハ等のチョウ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、アキアカネ等のトンボが確認され、クモ類ではオオヒメグモ、ジョロウグモ、アサヒエビグモ等、哺乳類ではアブラコウモリ等が広く分布しています。は虫類ではヤモリ、両生類ではヒキガエルが普通に見られます。また、神田川ではコガタシマトビケラ、サホコカゲロウ等の区内では希少な水生生きものが生息しています。

## (6) 人工衛星データによる杉並の都市熱環境

近年、ヒートアイランド現象と呼ばれる都市特有の気象現象が顕著となっているなか、都市のみどりのもつ微気象の緩和機能が注目されています。

図6をみると、ほぼ全域が地表面温度は28以上となっていますが、水とみどりが一体となった和田堀公園、善福寺川緑地、善福寺公園、その他の公園や樹林地とその周辺では25以下となっており、まとまりのあるみどりがあある箇所は、低温域を形成しています。



使用衛星 : LANDSAT 5号  
撮影年月日 : 平成 18 年 8 月 29 日 午前 10 時頃  
撮影範囲 : PATH-ROW 107-35 (ほぼ関東全域、南北 180km×東西 180km)  
使用データ : BAND 6 (解像度 120m)

図6 : 人工衛星からみた杉並の都市熱環境  
出典 : 平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

## 2) みどりの現状

### (1) 緑被の状況

緑被率は、21.84%（平成19年度調査）であり、5年前の調査と比較すると0.93ポイント増加しました。

平成19年度のみどりの実態調査によると、区全体の緑被率は21.84%（743.0ha）であり、前回の平成14年度調査と比較すると0.93ポイント増加しました。前回調査から緑被率は増加に転じていますが、樹木の生長や緑化活動等により増加したもので、みどりを大切に育てている区民協力の結果であると分析できます。

緑被地の内訳をみると、樹木被覆地は624.0ha（18.3%）、草地は74.7ha（2.2%）、農地は40.8ha（1.2%）、屋上緑化は3.5ha（0.1%）です。

また、公的な緑被地は219.2ha（29.5%）、私的な緑被地は523.7ha（70.5%）であり、本区の7割が私有地のみどりです。

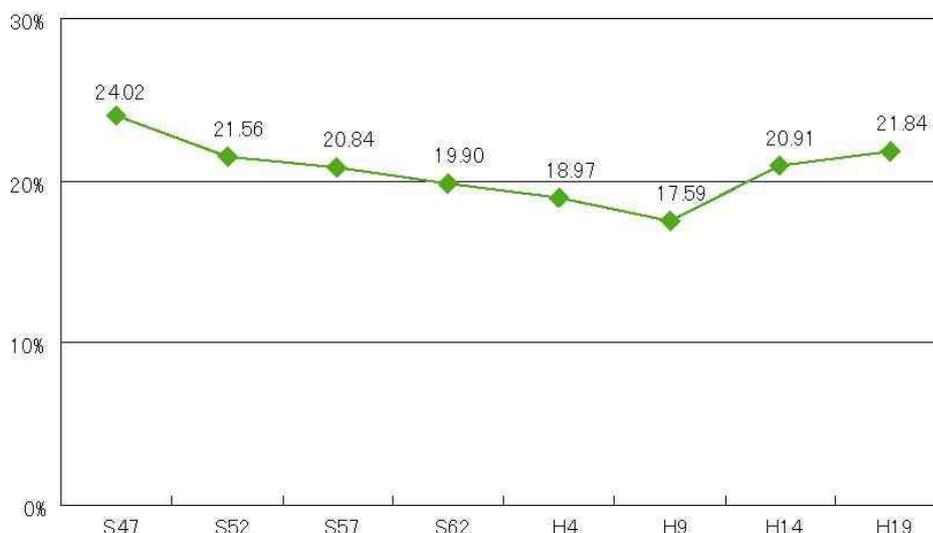


図7：緑被率の推移  
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

表2：区全体の緑被地等の状況  
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

	面積 (ha)	構成比 (%)
樹木被覆地	624.0	18.3
草地	74.7	2.2
農地	40.8	1.2
屋上緑化	3.5	0.1
緑被地	743.0	21.8
裸地	104.2	3.1
水面	13.5	0.4
建物・道路等	2541.3	74.7
区全体	3402.0	100

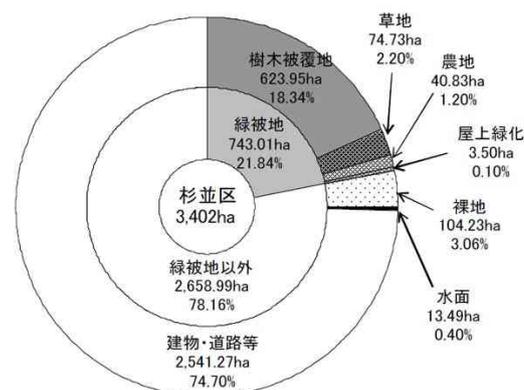
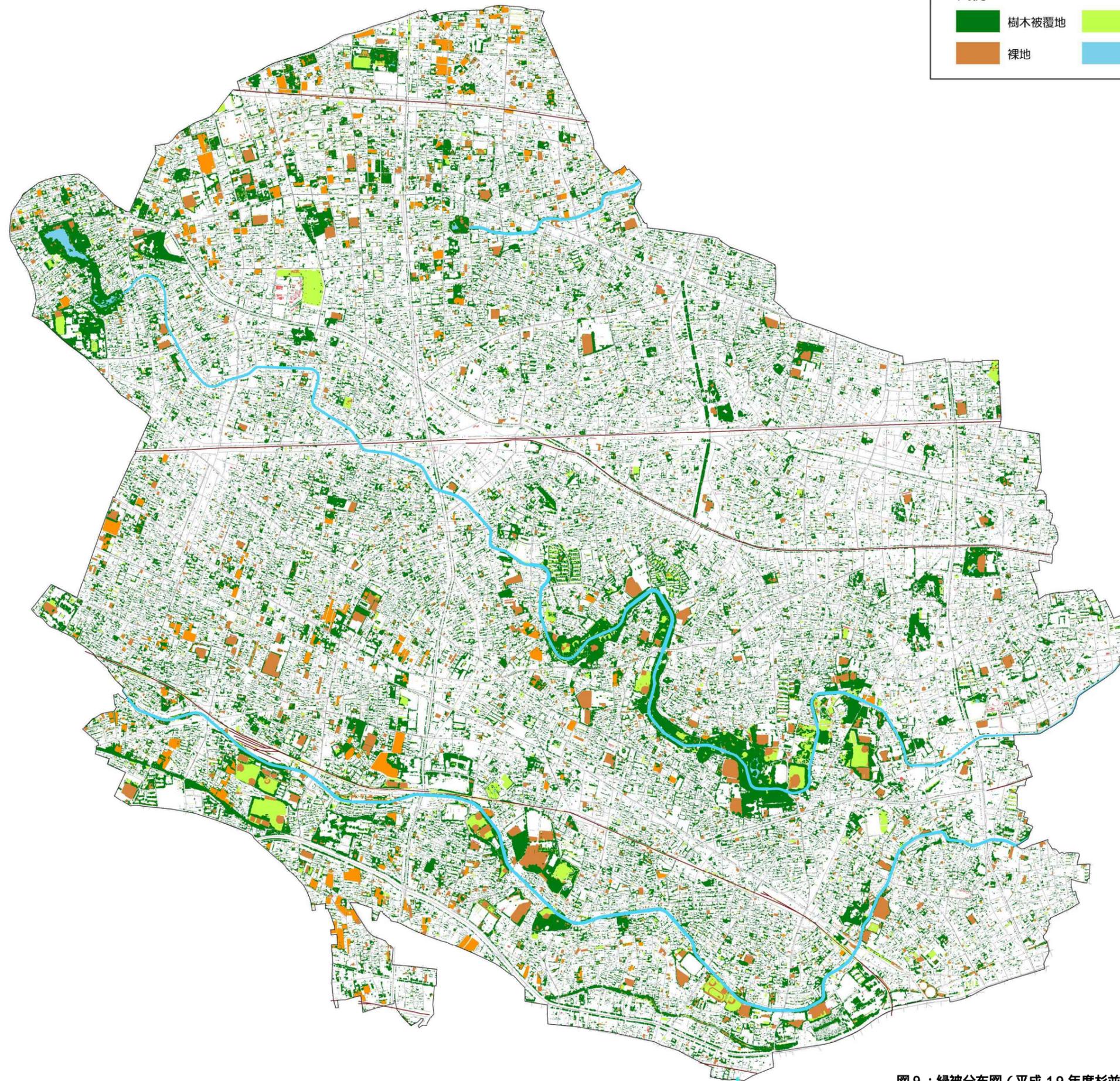


図8：緑被地等の構成比  
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年



凡例

樹木被覆地	草地	農地	屋上緑化
裸地	水面		

図9：緑被分布図（平成19年度杉並区みどりの実態調査のデータをもとに作成）

## (2) 公園の状況

平成 21 年 4 月現在、公園面積は 306 箇所 (99.6 ha)、区民一人当たりの公園面積は 1.85 m<sup>2</sup> であり、箇所数・面積ともに増加しています。

旧計画策定以降、柏の宮公園 (4.3ha) が整備され、その他公園等の整備が進み、平成 21 年 4 月現在で、区内には、3 箇所 (46.3ha) の都立公園、303 箇所 (53.3ha) の区立公園が整備されました。

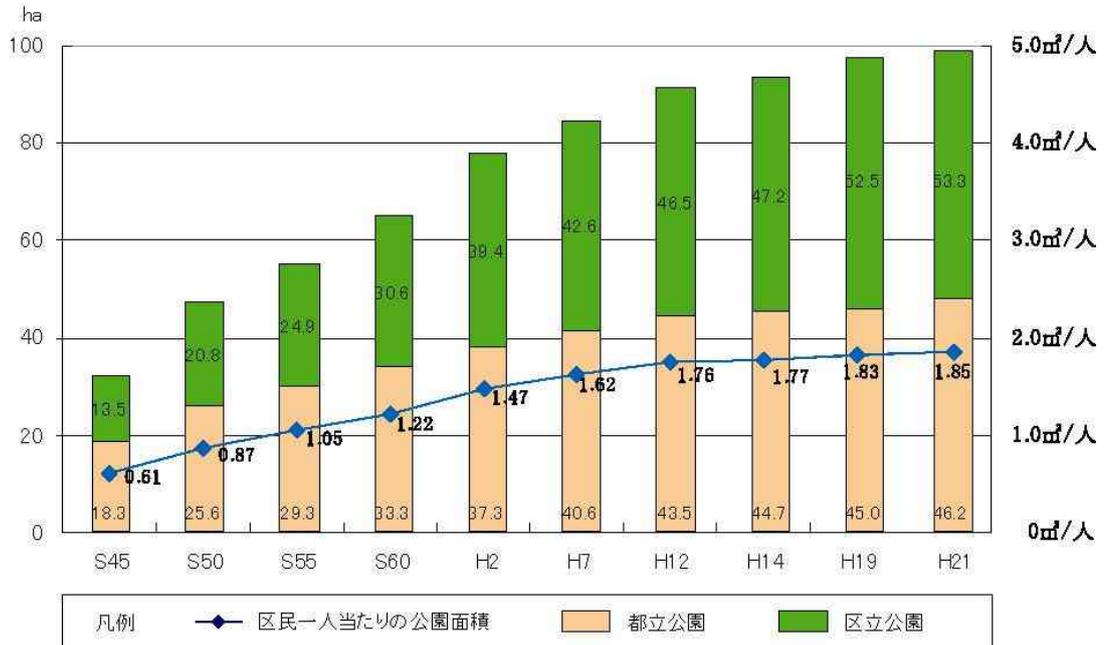


図 10 : 公園整備状況の推移  
平成 19 年度杉並区みどりの実態調査をもとに作成

表 3 : 公園の整備状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

分類		箇所数	面積 (m <sup>2</sup> )	
都立公園		3	462,640.66	
区立公園	地域公園	7	198,088.62	
	身近な公園	のびのび公園	13	65,665.69
		ふれあい公園	66	113,065.86
		まちかど公園	134	73,943.12
		都市緑地	76	36,089.53
		緑道	7	46,687.27
小計		303	533,540.09	
総計		306	996,180.75	

### (3) 樹木の状況

樹木の総本数は36,099本(平成19年度調査)であり、5年前の調査と比較すると約3,000本増加しました。

平成19年度みどりの実態調査によると、直径30cm以上の樹木が36,099本であり、前回調査(平成14年度)に比べ、約3,000本増加しています。そのうち、貴重木として46本が選定されています。

表4：樹種別樹木本数  
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

順位	樹種	本数(本)	構成比(%)
1	サクラ	6,468	17.9
2	ケヤキ	5,790	16.0
3	イチョウ	3,651	10.1
4	シイ	2,927	8.1
5	カシ	2,073	5.7
6	マツ	1,841	5.1
7	クスノキ	1,299	3.6
8	ヒマラヤスギ	1,288	3.6
9	トウカエデ	965	2.7
10	ムクノキ	793	2.2
11	サワラ	791	2.2
12	クヌギ	711	2.0
	その他	7,502	20.8
	区全体	36,099	100

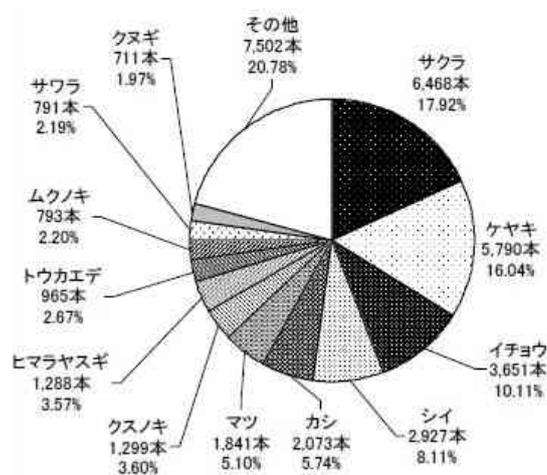


図11：樹種別樹木本数  
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

## (4) 樹林の状況

平成 19 年度調査では、300 m<sup>2</sup>以上の樹林は 1,145 箇所(177.5ha)であり、5 年前の調査と比較すると約 17.9ha が減少しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、面積が 300 m<sup>2</sup>以上の樹林が 1,145 箇所、177.5ha でした。平成 14 年度調査(19 年度調査と同様な抽出)と比較すると、約 17.9ha 減少しています。

規模別にみると、1,000 m<sup>2</sup>以下の小規模なものが多くなっています。

形態別の面積は、公園が最も大きく 62.9ha(35.5%)、次いで屋敷林の 31.4ha(17.7%)、社寺林 22.5ha(12.7%)です。また、そのほとんどは 1,000 m<sup>2</sup>未満のものが多く、全体の約 66%(758 箇所・39.8ha)を占めています。

樹林の推移をみると、面積の減少がみられたのは、屋敷林、社寺林、民間等のグラウンド、雑木林等の私的樹林地でした。

樹林地は公私別にみると、公的樹林は全体の 47.1%私的樹林は 52.9%となっています。

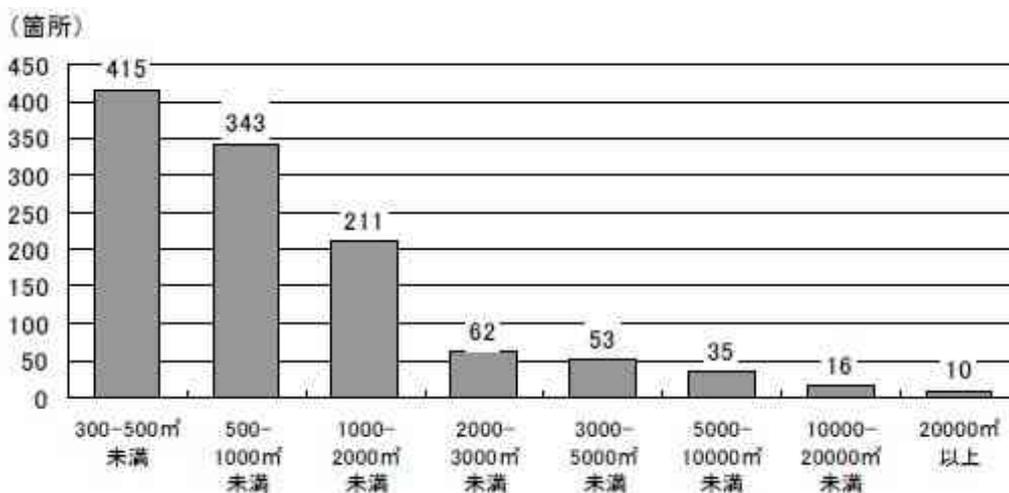


図 12：規模別樹林箇所数  
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

表 5：形態別樹林現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

区分	箇所数	面積 (ha)	構成比 (%)	1箇所当たり面積 (ha/箇所)
公園	230	62.94	35.45	0.27
屋敷林	376	31.42	17.70	0.08
社寺林	89	22.48	12.66	0.25
私立学校	20	10.83	6.10	0.54
民間等のグラウンド	12	3.05	1.72	0.25
雑木林	13	2.66	1.50	0.20
公立学校	69	11.64	6.56	0.17
その他の公共施設	75	9.07	5.11	0.12
その他の民間施設	181	15.10	8.51	0.08
竹林	13	0.89	0.50	0.07
その他	67	7.45	4.20	0.11
区全体	1,145	177.53	100.00	0.16

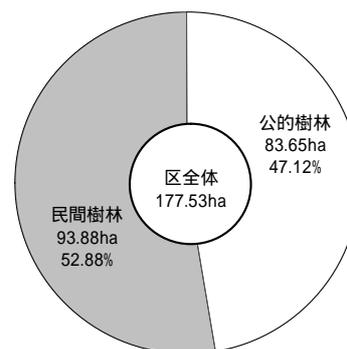


図 13：公私別樹林構成比  
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

## (5) 農地の状況

平成 21 年 4 月現在の農地面積は、区の約 1.5%にあたる 51.2ha あり、年々減少しています。

杉並区農業経営実態調査によると、農地面積は、平成 21 年 4 月 1 日現在で区の面積の約 1.5%にあたる 51.2ha あり、旧計画を策定した平成 11 年度と比べると、16.8ha が減少しています。農地は区の北部と南西部に多く残されており、農地のうち約 7 割 (38.4ha) が生産緑地地区に指定され保全されています。

## (6) 接道部緑化の状況

平成 19 年度調査では接道部緑化率は、総延長の 23.0% (447,112.3m) であり、5 年前の調査と比較すると 3.5 ポイント増加しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、接道部が生垣、植え込み、植樹帯、緑化フェンス等の「緑化有り」は総延長の 23.0% (447,112.3m) となっており、平成 14 年度調査と比べると約 70,000 m 増えています。

残りを見ると、今後緑化の可能性が高いブロック塀、万年塀、フェンス等の「緑化余力有り」が 30.9%、「緑化余力無し」が 46.1%となっています。

表 6：接道部の現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

大分類	種別	延長 (m)	大分類に対する割合 (%)	全接道部に 対する割合 (%)
緑化有り	生垣	90,048.2	20.14	4.64
	植込・植樹帯	288,387.6	64.50	14.86
	緑化フェンス	16,351.8	3.66	0.84
	その他緑化	52,324.7	11.70	2.70
	小 計	447,112.3	100.00	23.03
緑化余力 有り	ブロック塀	198,504.0	33.14	10.23
	万年塀	38,074.5	6.36	1.96
	フェンス	169,642.1	28.32	8.74
	その他の塀	150,401.6	25.11	7.75
	その他	42,446.0	7.09	2.19
小 計	599,068.2	100.00	30.86	
緑化余力無し		894,914.5	100.00	46.10
区 合 計		1,941,095.0	100.00	100.00

## (7) 道路緑化の状況

平成19年度調査では道路緑化率<sup>41</sup>は都道が47.7%、国道が35.8%、区道が2.3%でした。

平成19年度みどりの実態調査によると、道路総延長772,052mに対して街路樹等による高木の緑化延長が89,717m(5.8%)、中・低木植栽の緑化延長は83,515m(5.4%)となっています。

管理者別に高木植栽による道路緑化率をみると、国道は35.8%、都道は47.7%で、植樹スペースがなかなか確保できない区道は2.3%となっています。

表7：路線別道路内植栽現況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

管理主体	路線名	道路延長 (m)	高木植栽			中・低木植栽		
			本数(本)	緑化延長(m)	道路緑化率(%)	面積(m <sup>2</sup> )	緑化延長(m)	道路緑化率(%)
国 道	甲州街道(国道20号)	4,327	459	3,094	35.8	4,449	3,194	36.9
	(国道計)	4,327	459	3,094	35.8	4,449	3,194	36.9
都 道	青梅街道		1,401	13,810		5,358	11,525	
	環八通り(環状八号線)		1,032	9,588		4,343	4,434	
	中央高速側道		908	2,239		8,279	4,911	
	環七通り(環状七号線)		867	6,666		5,235	4,468	
	井の頭通り		650	5,240		1,915	5,328	
	方南通り		362	2,066		1,771	3,536	
	早稲田通り		285	3,552		509	391	
	中杉通り		304	3,262		2,012	2,805	
	新青梅街道		287	2,846		625	1,194	
	五日市街道		297	4,300		1,543	1,028	
	千川通り		54	725		235	598	
	高円寺～環七連絡道		24	182		2	22	
	(都道計)		57,055	6,471	54,476	47.7	31,827	40,240
区 道	井草川歩行者専用道路		886	2,731		9,767	5,021	
	神田川自転車歩行者専用道路		802	11,442		14,484	13,898	
	その他の街路樹のある区道		1,483	17,974		7,790	21,159	
	(区道計)		710,670	3,171	32,147	2.3	32,041	40,078
道 路 計		772,052	10,101	89,717	5.8	68,317	83,512	5.4

## (8) 緑視の状況

平均緑視率<sup>42</sup>は、20.8%(平成19年度調査)であり、5年前の調査と比較すると1.7ポイント減少しました。

平成19年度みどりの実態調査において、区全体70箇所を調査を行ったところ、平均緑視率は20.8%であり、平成14年度調査と比べると1.7ポイント減少しました。

ゾーン別に見ると、最も高いのは成田の33.8%であり、緑化余地が少なく接道部緑化が難しい商業地では緑視率も低く、住宅地域では生けがきだけでなく、高木があることで緑視率が高くなっています。

<sup>41</sup> 道路緑化率…道路緑化率(%) = 緑化延長 ÷ (道路延長 × 2) × 100

<sup>42</sup> 緑視率…緑視とは人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑量の割合。平成19年度みどりの実態調査では区内70地点において、交差点の各方向を人の視野に近い範囲で写真撮影し、各写真内に占める緑の割合を視点数で平均して緑視率を求めている。

## (9) 壁面緑化の状況

壁面緑化は、272 箇所・8,199.9 m<sup>2</sup>（平成 19 年度調査）であり、5 年前の調査と比較すると、126 箇所・42.6 m<sup>2</sup>増加しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、壁面緑化状況は 272 箇所・8,199.9 m<sup>2</sup>であり、平成 14 年度調査と比べると箇所数・面積ともに増加しています。

分布状況を見ると、阿佐谷、荻窪北、高円寺地域の順に面積が多くみられます。また、樹種別ではヘデラ・ナツツタが全体の約 67%を占めています。

表 8：ゾーン別壁面緑化の現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

ゾーン名	箇所	面積(m <sup>2</sup> )
上井草	1	51.0
下井草	11	279.0
西荻北	31	621.5
西荻南	10	223.5
荻窪北	23	854.3
荻窪南	13	220.2
阿佐谷	62	2,167.7
成田	15	633.5
高円寺	21	738.4
和田・堀ノ内	22	718.8
高井戸西	13	335.5
高井戸東	16	479.2
永福	11	330.5
方南・和泉	23	546.8
区全体	272	8,199.9

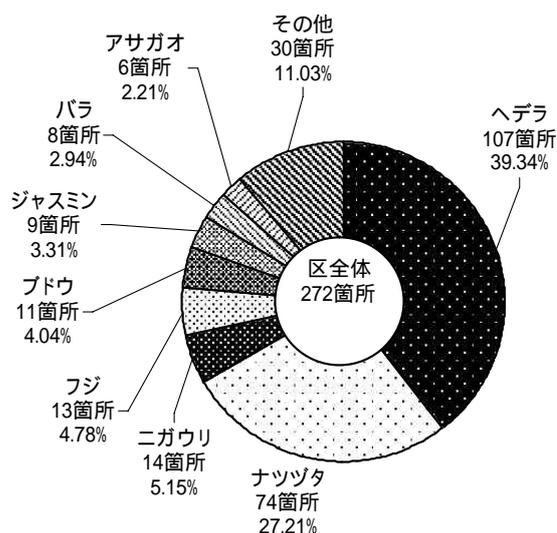


図 14：樹種別壁面緑化箇所の割合  
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査 /杉並区/平成 20 年

## (10) 屋上緑化の状況

屋上緑化の状況は、882 箇所・35,015 m<sup>2</sup>（平成 19 年度調査）であり、5 年前の調査と比較すると、220 箇所・21,710 m<sup>2</sup>が増加しています。

なお、屋上緑化のほとんどは、30 m<sup>2</sup>未満の小規模なものです。

平成 19 年度みどりの実態調査によると 882 箇所・35,015 m<sup>2</sup>であり、平成 14 年度調査と比べると箇所数・面積ともに増加しています。

規模別にみると、本区は 30 m<sup>2</sup>未満の小規模な屋上緑化が 666 箇所あり、その多くは高円寺、阿佐谷地域に分布しています。

また、平成 18 年度土地利用現況調査によると、今後屋上緑化が可能と思われる「屋上のある建物」の総面積は、区全体で 517ha あり、19 年度調査の屋上緑化面積の割合（屋上緑化率 9.86%）から推計すると、約 51ha の緑化が可能といえます。

表9：ゾーン別屋上緑化の現況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

ゾーン名	屋上緑化箇所 箇所	屋上緑化面積 (A)m <sup>2</sup>	1箇所当たり面積 m <sup>2</sup> /箇所	建物面積 (B)m <sup>2</sup>	屋上緑化率 (A/B)%
上井草	45	1,113	24.7	12,247	9.09
下井草	20	588	29.4	4,152	14.16
西荻北	87	6,902	79.3	43,720	15.79
西荻南	26	576	22.2	5,872	9.81
荻窪北	36	1,169	32.5	18,099	6.46
荻窪南	85	3,202	37.7	44,395	7.21
阿佐谷	101	2,895	28.7	29,951	9.67
成田	57	1,488	26.1	17,238	8.63
高円寺	120	2,669	22.2	27,758	9.62
和田・堀ノ内	51	1,936	38.0	24,215	8.00
高井戸西	64	2,278	35.6	40,002	5.69
高井戸東	32	2,088	65.3	14,489	14.41
永福	62	2,124	34.3	27,802	7.64
方南・和泉	96	5,987	62.4	45,146	13.26
区全体	882	35,015	39.7	355,086	9.86

### (11) 公共施設の緑化の状況

区内の公共施設全体の緑化率は、22.0%（平成19年度調査）であり、5年前の調査と比較すると、4.6ポイント増加しています。

平成19年度みどりの実態調査によると、公共施設全体(302箇所・156.2ha)の緑化率は22.0%であり、平成14年度調査と比べると緑化面積が8.2ha増加し、緑化率は4.6ポイント増加しています。施設別に見ると、児童・高齢者福祉施設が30.8%と緑化率が高く、次いで社会教育・体育施設の27.5%となっています。

表10：公共施設の緑化状況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

施設区分		施設数	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
官公庁	区立の施設	18	6.21	1.14	18.36
コミュニティ社会・体育施設	コミュニティ施設	40	6.42	1.40	21.81
	社会教育・体育施設	21	5.41	1.49	27.54
幼稚園	区立幼稚園	5	0.94	0.21	22.34
保育・社会福祉施設	区立保育園	36	4.19	1.01	24.11
	児童・高齢者福祉施設	78	15.32	4.72	30.81
学校施設	区立小学校	44	53.84	10.34	19.21
	区立中学校	22	26.57	4.81	18.10
	養護学校	1	0.68	0.13	19.12
	都立高等学校	8	27.42	7.26	26.48
区立以外の施設		29	9.22	1.86	20.17
区合計		302	156.22	34.37	22.00

## (12) みどりの文化財の状況

みどりの文化財として、都指定旧跡 1 箇所・天然記念物 2 箇所、区指定天然記念物が 4 本あります。

遺跡等が区内には多数分布しています。みどりに関わる文化財は、東京都指定旧跡が 1 箇所、天然記念物が 2 箇所、区指定の天然記念物として樹木 4 本が指定されています。

本区南部を流れる玉川上水は、1653年に江戸市中へ水を供給するため多摩川の羽村堰より引かれたもので、高い歴史的価値をもち、豊かなみどりとともに将来にわたり保存していく必要があることから、東京都では歴史環境保全地域に指定しており、国の史跡に指定されています。

表 11：みどりに関係する指定文化財（平成 19 年 4 月 1 日現在）

指定別	種別	名称	指定年度
東京都	旧跡	櫛屋敷（阿佐谷北1丁目）	大正8年
	天然記念物	大宮八幡社叢（大宮2丁目）	昭和8年
		横倉邸のケヤキ並木（高井戸東3丁目）	昭和10年
杉並区	天然記念物/植物	荻窪八幡神社のコウヤマキ	1本 昭和60年
		尾崎熊野神社のクロマツ	1本 昭和61年
		和泉熊野神社のクロマツ	1本 平成2年
		宗源寺のラカンマキ	1本 平成7年

### 3 . 杉並区のみどりの変遷

区のみどりの変化をまちの発展とともに見ると、大きく3つに分けることができます。

#### 1 ) みどりの変遷

##### 東京近郊農村地帯から住宅地へ

大正 12 年の関東大震災が起こるまでの杉並区は、江戸、東京へ野菜を供給する農村地帯でした。台地上には畑が、低地には水田が広がっていました。

関東大震災が起きると、東京市内の被災者等が現在の JR 中央線の駅周辺へと移り住み、宅地化が進行するとともに大規模な区画整理も実施されました。住宅地としての基盤が整えられると、畑等のみどりが減少しました。この戦前の区画整理により、区の北西部は基盤整備のなされた良好な住宅地となりました。

公共緑地である都市公園では、区画整理による公園として荻窪公園が昭和 12 年に区立公園として初めて開設され、大規模な民間グラウンドは、昭和 10 年以降に多くがつくられ現在に至っています。

##### 戦後の急激な市街化によるみどりの減少

第二次世界大戦が始まると、一時的に宅地開発の波は穏やかになりました。昭和 30 年代をピークに急激な市街化がすすみ、住宅地として発展するのとの合わせ、農地や樹林地等のみどりが大幅に減少しました。さらに、河川の護岸はコンクリートで固められ、斜面林も次々と宅地化されました。この宅地化は JR 中央線駅周辺から拡がり、昭和 50 年代には区内の隅々まで市街化されました。この間、昭和 36 年には都立善福寺公園が開設され、区民はもとより多くの人々に利用されています。

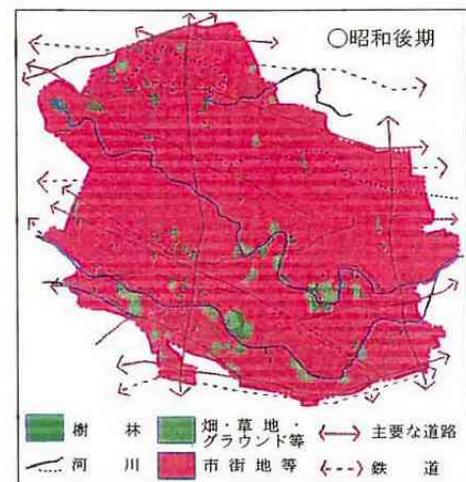
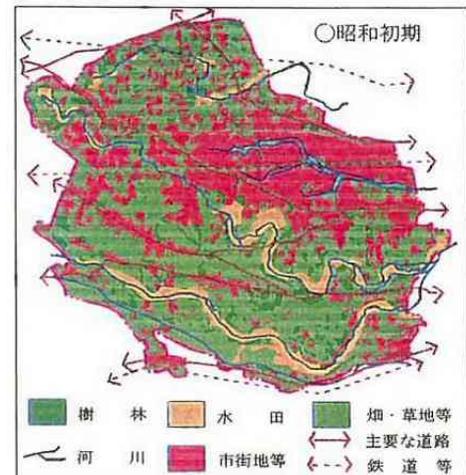


図15：みどりの変遷  
出典：緑化基本調査/杉並区/平成9年

## 住宅地の質的变化によるみどりの減少

近年、宅地のミニ開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う屋敷林の伐採、農地の宅地化等により、僅かに残るまとまったみどりも減少し続けています。現在、本区における私有地のみどりは、民間グラウンド、社寺林、農地や屋敷林、宅地内のみどり（庭や接道部）等であり、区内のみどりの半数近くを占める貴重なものとなっています。

## 2) 公園整備の推移

本区の公園の整備は、昭和 12 年に開設された荻窪公園に始まり、昭和 25 年には関根文化公園等 9 園の区立公園が開設されました。

その後、東京都から移管された公園等もあり、昭和 40 年には 49 箇所となりました。この間、昭和 32 年に、東京都では東京都市計画公園・緑地の見直しが行われ、区内においては、和田堀、善福寺、高井戸の各公園、さらに、善福寺川、神田川、玉川上水の各緑地が都市計画決定されました。

昭和 36 年になり、都立善福寺公園が、昭和 39 年には都立和田堀公園と善福寺川緑地の一部が開設されました。

昭和 45 年、本区においては、様々な状況に的確に対応するため、長期的視野に立って、行政施策を具体的に展開していく長期行財政計画（現在の杉並区基本計画）が策定されました。その中で、区内の公園を区民一人当たり 3 m<sup>2</sup>確保する整備目標が示されました。その後、この整備目標に基づき計画的に区立公園が整備されるようになりました。

昭和 60 年代に入ると、区の公園整備は国有地を中心に比較的規模の大きい公園が整備され、公園総面積が大きく伸びています。

平成 21 年 4 月現在で、区内には、3 箇所（46.3 ha）の都立公園、303 箇所（53.3ha）の区立公園が開設され、区民一人当たりの公園面積は 1.85 m<sup>2</sup>となっています。

表 12 : みどりの略年表

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
明治 6 21	1873 1888	太政官布達第 16 号により公園制度が始まる 市区改正条例公布		
36 大正 8	1903 1919	日比谷公園開園 都市計画法公布（公園が都市計画施設として位置づけられる）		
12	1923	関東大震災 震災復興特別都市計画法公布		
昭和 6 12 14 15	1931 1937 1939 1940	国立公園法公布 東京緑地計画策定 都市計画法改正（緑地が都市計画施設となる）		荻窪公園開園 （第 1 号区立公園）
20 22 25	1945 1947 1950	第二次世界大戦終結 日本国憲法公布 特別区誕生		関根文化公園開園 （戦後最初の区立公園）
29 31 32	1954 1956 1957	土地区画整理法公布 都市公園法公布（整備水準、配置標準、管理基準、公園内建ぺい率 2%以下） 自然公園法公布		
36 37 39 41 43 44 45	1961 1962 1964 1966 1968 1969 1970	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布 東京オリンピック開催 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布 首都圏近郊緑地保全法公布 新都市計画法公布（市街化区域、同調整区域の線引き） 東京の緑地地域全面解除 東京都風致地区条例制定		都立善福寺公園開園 都立和田堀公園・善福寺川緑地開園
47 48 49 51 52 54	1972 1973 1974 1976 1977 1979	都市公園等整備緊急措置法公布 自然環境保全法公布 東京における自然の保護と回復に関する条例制定 都市緑地保全法公布 生産緑地法公布 都市公園法改正（国営公園制度の創設） 緑のマスタープラン通達（市街地面積の 30%の緑地確保、20 m <sup>2</sup> /人の公園整備目標）	第 1 回緑化基本調査実施 杉並区緑化計画審議会設置  みどりの条例制定  第 2 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 都上井草総合運動場が区に移管	杉並区児童交通公園開園  区の本決定 浜田山区民農園開園 （第 1 号区民農園）
56 57 59 60 61 62 63 平成元	1981 1982 1984 1985 1986 1987 1988 1989	都市計画法改正（地区計画制度の創設） 東京都緑のマスタープラン策定 東京都緑の倍増計画策定 都市緑化推進計画の策定通達	第 3 回緑化基本調査実施 杉並区緑化基本計画・同推進計画策定  第 4 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定  杉並区まちづくり基本方針策定	大田黒公園開園  馬橋公園開園 蚕糸の森公園開園 塚山公園開園 （みどりの相談所開設）
2 3 4 5 6 7 8 9	1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997	「国際花と緑の博覧会」開催 生産緑地法改正 都市公園法施行例改正 都市緑地保全法の改正（緑の基本計画制度の創設） 緑の政策大綱発表 都市緑地保全法の改正（市民緑地制度の創設） 景観条例制定 東京都環境基本計画策定	第 5 回緑化基本調査実施  杉並区環境基本計画策定 杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）策定	杉並百景決定  井草森公園開園 市民緑地「清水いこいの森」開設

11	1999		第6回緑化基本調査実施 杉並区環境基本条例施行 杉並区みどりの基本計画策定	(第1号市民緑地) 市民緑地「成田西い こいの森」開設
12	2000	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例施行 緑の東京計画策定	緑化指導「緑化調整基準」改定 貴重木制度発足	
13	2001	都市緑地保全法の改正(緑化施設整備計画認定制度の創設等) 東京都緑のボランティア制度発足		
14	2002	東京都環境基本計画策定	まちづくり基本方針改定 みどりのボランティア制度発足 杉並区みどりの基金創設 平成14年度みどりの実態調査実施 屋上・壁面緑化助成制度実施 杉並区環境基本計画改定	
15	2003	地球温暖化対策推進大綱の発表 自然再生推進法の制定 美しい国づくり政策大綱の発表 ヒートアイランド政策大綱の発表	杉並区まちづくり条例施行	
16	2004	景観法の制定 都市公園法の一部改正(立体都市公園制度、借地公園保存規定等) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定 都市緑地法(都市緑地保全法)改正	「みどりのベルトづくり計画」、「みどりのリサイクル計画」策定 「杉並区みどりの基本計画」一部改定	柏の宮公園開園 「都市のみどりを守る」緊急フォーラム開催
17	2005		「杉並区みどりの条例」制定	
18	2006	東京都みどりの新戦略ガイドラインの策定 都市計画公園・緑地の整備方針の策定 民説公園制度	(旧みどりの条例 全部改定)	
19	2007	東京都「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定 第3次生物多様性国家戦略の成立 京都議定書目標達成計画の改定	平成19年度みどりの実態調査実施 杉並区みどりのボランティア団体認定 制度発足	
20	2008	生物多様性基本法成立		市民緑地「下井草い こいの森」開設
21	2009	緑確保の総合的な方針への取組(都区市町村)	杉並区まちづくり条例改正 杉並区景観条例施行	「高円寺みどりのベ ルトづくりモデル地 区」指定

## 4 . 計画の策定体制と経緯

### 1 ) 計画の策定体制

#### ( 1 ) 学識経験者等

【名称】	杉並区みどりの基本計画検討委員会	
【構成】	委員長：丸田 頼一	千葉大学名誉教授 農学博士
	委員：石川 恵子	(財)日本園芸生産研究所 理学博士
	金子 忠一	東京農業大学教授 博士(造園学)
	千葉 皓史	公募区民
	内藤 松幸	農業委員会委員
	西谷 剛	国学院大学法科大学院教授
	花野 耕一	都立農芸高等学校校長
	吉田 幸夫	公募区民
アドバイザー：	舟引 敏明	国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室長 (平成21年7月まで)
	榎野 良明	国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室長 (平成21年8月から)
	細川 卓巳	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長

#### ( 2 ) 庁内組織

【名称】	杉並区緑化推進連絡会
【構成】	会長：都市整備部土木担当部長 会員：他関係主管課長 17 名
【名称】	杉並区緑化推進連絡会専門部会
【構成】	部会長：都市整備部みどり公園課長 部会員：他関係主管課職員 10 名

### 2 ) 計画策定の経緯

平成 21 年	5月 7日	杉並区緑化推進連絡会
	5月28日	杉並区緑化推進連絡会専門部会(第1回)
	6月29日	杉並区緑化推進連絡会専門部会(第2回)
	7月 3日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第1回>
	8月 3日	杉並区緑化推進連絡会専門部会(第3回)
	8月27日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第2回>
	9月14日	杉並区緑化推進連絡会専門部会(第4回)
	9月18日	区議会(都市環境委員会)報告
	10月 1日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第3回>
	10月21日	杉並区緑化推進連絡会専門部会(第5回)
	10月26日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第4回>
	12月14日	杉並区緑化推進連絡会 杉並区緑化推進連絡会専門部会(第6回) 杉並区みどりの基本計画検討委員会<第5回>

### 3) 杉並区みどりの基本計画検討委員会

#### (1) 杉並区みどりの基本計画検討委員会設置要綱

杉並区みどりの基本計画検討委員会設置要綱

平成10年6月1日  
杉環環発第78号

改正 平成20年9月30日杉並第37370号

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に基づく緑の基本計画(以下、「計画」という。)に関する検討を行うため、杉並区みどりの基本計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の専門的な事項に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する学識経験者4名以内、区民代表4名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の検討終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時はあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指定する事項を検討するとともに、委員会の会務を補佐する。
- 3 幹事会は、次に掲げる職員を持って構成する。
  - (1) 都市整備部土木担当部長
  - (2) 区民生活部産業経済課長
  - (3) 都市整備部都市計画課長
  - (4) 都市整備部まちづくり推進課長
  - (5) 都市整備部建設課長
  - (6) 都市整備部みどり公園課長
  - (7) 環境清掃部環境課長
  - (8) 教育委員会事務局庶務課長
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市整備部土木担当部長とする。
- 5 幹事長は幹事会を総括し、招集する。
- 6 幹事長に事故ある時は、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 7 幹事長は必要があると認めるときは、事案に関係ある職員を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部みどり公園課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日杉並第37370号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

## (2) 杉並区緑化推進連絡会要綱

### 杉並区緑化推進連絡会要綱

昭和47年4月21日  
杉区環第22号

改正 昭和49年12月26日杉環環発第150号 昭和50年 4月 8日杉環環発第 7号  
昭和51年 4月26日杉環環発第 23号 昭和53年 5月31日杉環環発第 59号  
昭和54年11月27日杉環環発第221号 昭和61年 4月18日杉環環発第 23号  
平成 5年 3月31日杉環環発第500号 平成10年 5月25日杉環環発第 77号  
平成12年 3月31日杉環環発第435号 平成13年 8月20日杉都公発第144号  
平成14年 4月 5日杉都公発第 15号 平成21年 4月17日杉並第3223号

#### (設置)

第1条 杉並区における緑化対策の推進について関係部、課、との連絡を密にし、統一的、総合的緑化対策を実施するため、杉並区緑化推進連絡会(以下、「連絡会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会には、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 区行政の各事務、事業のうち緑化に関する計画の連絡調整に関すること。
- (2) 区行政における各年度の緑化推進に関する事務、事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

#### (構成)

第3条 連絡会には、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 都市整備部土木担当部長
- (2) 政策経営部企画課長
- (3) 政策経営部経理課長
- (4) 政策経営部営繕課長
- (5) 政策経営部区長室総務課長
- (6) 区民生活部管理課長
- (7) 区民生活部地域課長
- (8) 区民生活部産業経済課長
- (9) 保健福祉部管理課長
- (10) 保健福祉部保育課長
- (11) 都市整備部都市計画課長
- (12) 都市整備部まちづくり推進課長
- (13) 都市整備部建築課長
- (14) 都市整備部建設課長
- (15) 都市整備部みどり公園課長
- (16) 都市整備部杉並土木事務所長
- (17) 環境清掃部環境課長
- (18) 教育委員会事務局庶務課長

#### (会長)

第4条 連絡会に会長を置き、会長は都市整備部土木担当部長とする。

- 2 会長は、連絡会を総括し、招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を出席させることができる。
- 4 会長に事故あるときは、都市整備部みどり公園課長(以下「みどり公園課長」という。)がその職務を代理する。

#### (専門部会)

第5条 所掌事項に関する専門的事項の調査、検討等のため、連絡会に専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会長はみどり公園課長とする。
- 3 専門部会は、部会長が指名したのもをもって構成する。
- 4 部会長は、専門部会を総括し、招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を出席させることができる。

#### (庶務)

第6条 連絡会の庶務はみどり公園課で処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、土木担当部長が連絡会にはかって定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則（平成13年 8月20日杉都公発第144号）  
この要綱は、平成13年 4月 1日から適用する。  
附 則（平成14年 4月 5日杉都公発第 15号）  
この要綱は、平成14年 4月 1日から適用する。  
附 則（平成21年 4月17日杉並第3223号）  
この要綱は、平成 21年 4月 1日から適用する。